

(別紙 登園許可書が必要な主な感染症一覧)

社会福祉法人岳瑛

登園許可書が必要な主な感染症一覧 (改訂版)

令和 05 年 01 月 01 日 改訂

園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、以下感染症に罹患した場合は登園を控えて下さい。健康を回復し、園での集団生活が可能となつてから、登園するように御協力をお願いします。

(登園許可書は園にあります。医師の診察を受け、登園許可をもらって下さい。当法人 HP からダウンロードも可能です。)

病 名	登 園 基 準
百日咳	特有の咳が消失する、又は5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで。
麻疹 (はしか)	発疹に伴う発熱が解熱後3日。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで。
水痘 (水ぼうそう)・带状疱疹	全発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日まで。
結核	排菌していないことを確認後。
溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態よければ。
带状疱疹	すべての発疹が痂皮化すれば。
腸管出血大腸菌感染症	ベロ毒素菌が消失するまで。ベロ毒素でない場合は症状が消退後
流行性嘔吐下痢症 (ノロ・ロタ)	嘔吐・下痢・発熱の症状が消退するまで。
流行性角結膜炎	結膜充血・眼脂の症状が消退するまで。
マイコプラズマ肺炎	感染力の強い急性期が終わり、全身状態が良好になれば。
アデノウイルス喉頭炎	解熱後2日。
感染性胃腸炎	ウイルス性胃腸炎、細菌性腸炎、流行性嘔吐下痢症などノロウイルスやロタウイルスに限らず、感染の恐れが強い場合は登園を控える。発熱、嘔吐、下痢等の症状が治まり普通の食事が可能になるまで。ただし、全身状態に改善が見られない場合は、この限りでない。
RS ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好。
ヒトメタニューモ感染症	発熱や激しい咳がなくなれば。
ヘルパンギーナ ☆	急性期の症状 (発熱) が消退するまで。
手足口病 ☆	全身状態が良好で普通の食事が可能であれば。
インフルエンザ (季節性) ※	発症後5日経過し、かつ解熱剤を使わず解熱後2日 (乳児は3日) 経過するまで。
伝染性紅班 (りんご病) ※	発疹が出現してからは感染の恐れがない。
伝染性軟属腫 (水いぼ) ※	接触による感染。プールでの感染防止、事前に処置。
とびひ ※	感染を防ぐよう覆う。覆う事のできない場合は登園を控える。
突発性発疹 ※	解熱し機嫌が良く全身状態が良ければ。
アタマジラミ ※	駆除を開始していれば、治療が終了するまでプールは避ける。

呉市地域保健対策協議会・感染症対応マニュアル参照

☆は、登園許可証は必要としませんが、医師の診断を受け、登園基準を満たしていれば、保護者の方が登園届を記入後、登園できます。

※は、登園許可証・登園届どちらも必要としませんが、登園基準を満たしていれば登園できます。

上記伝染病にかかった場合の登園につきましては、本園に相談して下さい。